經學大國帝都京

號 第

助彦

_	行發日一月二十年四十正大																
	本誌第二十一卷總目錄	即・食社	令	妙心寺の財政組織・・・・・・・・・・・ 經濟學士	ヒルファディングの恐慌の意義について 經濟學士	雑錄	歐洲5%家産運動及び家産制度… 經濟學士	市町村の混合企業に就て經濟學士	岡山藩ご大阪ごの海運・・・・・・經濟學士	說	食料増殖問題ご林業政策法學博士	勞働組合ごしての小作人組合・・・法學博士	時	純正現象學の方法論及び問題論・文學博士	人間愛の起源・・・・・・・・・・・・・・・・・ 教	財産税に於ける都鄙の對立法學博士	論
				中川與之	谷口吉		八木芳之	小山田 小	黑正		山本美越	河田 嗣		米田庄太	村多	神戸 正	,
					_			_			/ezz	-					

助七巖

乃郎

禁 轉 載

郎二 雄

に於ける家産運動及び家産制度 F

農政上より見たる家産制度•其三)

木

芳

之

助

。- 1.50 kg g Man 18 mg

獨逸に於ける家產運動及び家產制度

阻止するを主眼とされた。併し又他方に於ては社會民主主義及び之が農業勞働者間への侵入を防 之農民の都市への不健全なる移住、之に伴ふ農村の人口減少、及び健全なる國民力の海外 止する有効なる防波堤を築く必要が高唱され 失へる農業無産者を増加せしむる社會的危險が、家産立法の制定を要求する盛なる運動を喚起 るに至つた。 獨逸に於ても前世紀の七十年代に於ける農業恐慌の影響を被り、 農地が入資本家の手中に集積せられ、 殊に此の場合に際しては、 一方に於ては農民と農地との鞏固なる結合を恢復 農民階級が漸次減少する狀態を呈した。 12 斯 る目的からして種々なる家産計畫が發表 農地は過重なる債務負擔に苦 斯る土 移住 t S 地 依

(第六號 一三二) 九三三

> 16) Grünberg, Der Entwurf eines Heimstättengesetzes für das Deutsche Reich. (Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik. Bd. 4. 1891) S. 371.

れ た。

先づ第

0 家産

運動

は下院議員た

る アー

ぺ

ン ٠, ゥ

t"

ン 12

依て起され

12

るものであつて、

彼は

者の如く、 度を課せんとするものである。 定の農地 土地國有の結論に達するものではない。 家に維 持せしめんがた 彼は主張して曰く、 めに、 農地の差押を禁じ、 余はヘンリ 余は農民で其の農地での結合を更に弛廢 又農地の被るべき負債にも一 ージョ Ţ ジ及び其他の 土地 改 定限 P

作する土地に於て獲得せしめんとするものであつて、單に小作期 とするものではない。若し土地が所有地であるならば、 むる(小作關係の如く)を欲せない。余は土地耕作者の子孫をして、 一定の耕作期間後又は死後 間 其の收益及び勞賃をば彼 中獲得する貨幣利得を與 土地 を返還さ þ: 緋

見解よりして彼は自作農地及び自作農民の維持を主張せるものである(註)。

更に献身的に且つ持久的に改良せらるへであらうと。

べき小作人に依て耕作さるヽよりも、

整支ない。俳し斯る抵當負債又は土地負債は年賦償却負債に轉化し、とれ以上の負債ある農地に就ては此の餘分負債は一パ 農場及び其の從物である。 此の法案に據れば家産は農民义は勞働者の家族に住居を與へ、 家産たるべき農地は全然負債を被り居らざるを必要とせず、其農地の收益價格の半迄負債あるも 一家の生計に必要なる食料品の生産を可能ならしむる。

の同意を要する。家産の和譲は一に相綴法に據る。 代滯納のために差押へられる。但し强制競耍に先ち强制管理が許される。家産は分割するを得ず、 必要なる改良を爲す場合、 セント以上に相當する年賦を以て償却し、 唯家産設定前の負債、 及び共同相續人に相續分を賠償する場合に限り、收益價格の半迄許される。 家産の建築又は設定のため給付されたる物件に闘する負債のため、 且つ之が實行可能なるを官廳に證明するを娶する。 家産の負債は凶作の場合 家産の全部の資却に 家産は原則として差 及び租税又は地 İ

法律とするを拒絕した。

法案は議會に於て保守主義者に依て賛同され、

一八九二年に下院を通過

せるも政

府

獨逸農會は其の第十九總會に於て此の法案に就て左の如き決議をした。 は之を Riepenhausen, Gesicherte Familienheimstätten im Deutschen Reich. 17) Laipzig 1890. S. 13. Riepenhausen, a. a. O. S. 76-78. 18)

るに 拿 難 を所 (I)11 負債 Ħ ī Ų, 有 先も現在 亘 部 (2 3 0) せざる農業勞働者の家族を土地に定住せしむるものであつて、 法律 衞 判 併 限 \overline{O} 帝 l O並 Ť 發 法律關係を豫め明白ならしめ、 國農會は に差押免除を有 布 Ō) み は 必要なる 獨逸帝國立法の 此の法案を以て か j を先づ以て考究するを要する 3 隨 意 権限に属するや否やが疑問であ 質行不 設 定 Ø) 家産 叉斯る家産法が獨逸の全地域 可能なりど思考す 法 を發 布 す からで 3 Ś は **5** 農 あ 何 肚 ž on حح 會 民 13 尙 政 0) 策上有効 維 斯 に亘て必要な n 此農會の實行 ば る家産 持 坜 カ る廣大 p 法を tz 强 る ል 3 蒰 15 は 不 布 る か 拒 士. 叉 能 批

Same of the same of

鮭 温 制管理中に於て家族は活資(Notbedarf) に浴せざるや否や、 何 となれば此の法案は多數の重 製問 題 例 へば家産所有者は家産に居住し經營する (Riickenbesitz) 共同相綴人に對する賠償額を如何に決定すべきやを未解決 を要するや否

であるどの決議は一

般に正當とされた(註)。

しとせるからであ

て批難 即ち斯る場合には 家産制度の は 更 12 斯 旣 ä 1= n Ź 負債 本羽の 12 法案 叉グ は 0) 限 自 對人信用が 般 的 度 v を失 的 かき ン 達 ~; な せら ጵ jν 3 得られ に至 グ20)官 n þз 廳 る Œ. 12 Ø) ځ ない 後 3 當に云へ 見的 414 際 難 1 カゝ 干涉 5 [X] ż 3 作 'n τ̈́ 加 かず に依て農民の責任觀念を薄弱 起 **〜農民に對する一定限度以上の負債の** 結 局 土地 るならば不幸なる結果を惹起する 法律 の賣却(妻の同意を要するも)を促 とならずに終つた。 なら ò であら გ 絕 ł し反 對 0) 5 的 ح 禁

ıŀ.

第二に舉ぐ

~. ン

ブ

ッ

 \sim

~

n

戠.

A)

歐

き家産 洲に於ける家産運動及ひ家産制度 ガ゛ 運 1 0) 動 唱 は 導 所 E 謂 懸 最 小 h 酿 獨逸農會の賛同せる所にして、 度 0 所 有 地 (Besitzminimum) 民事訴 を確保せんごす 訟 法第八一 る Ġ 條の 0) で 根 あ

> Grünberg, Der Entwurf eines Heimstättengesetzes für Deutsche Reich. 19) Krüger, Das Reichsheimstättengesetz vom 10. Mai 1920. 385. 386.

珂

Grünberg, Der Entwurf eines Heimstättengesetzes für Deutsch Reich. S. 20)

第二十一卷 (第大號 一三四)

も差押免除を許さんどするものである。此の免除は殊に農業及び工業勞働者に利益を與ふるも 本思想を適當に擴張して、他の生活に必要なる動産と並んで生活を保證する最小限度の所有 地に

0)

働者の不足を緩和し、更に社會民主々義の農民階級への侵入を防止するものとされてゐる(畦)。であつて、高利貸に依て最も多く資やかさるヽ彼等を保護し、彼等を放郷に定住せしめ、農業勞

Ħ

民の經濟的責任觀念を薄弱ならしめ、 所有地は中農地及び大農地の所有者には重要でないが、最下級の土地所有者(農業勞働者、目傭人)に對しては經濟上及び社 ブツヘンベルガーの考ふる所によれば農民世襲財産制度の如く、無條件に農地を農民の手中に確保せしむるものは、農 併し農民に其の最小限度の生活を保證する最小限度の所有地に對して差押を発除するは有益である。勿論斯る最小限 引いて彼等の怠慢を促すものであるから、如何なる法律も斯る制度を許すべきではな

會上極めて重要である。統計の示す所によれば農地の差押處分は彼等に最も多く、彼等は些小なる人生の不幸に際しても破 又最も多く高利貨の誅求を被るものである。更に注意すべきは農村の無産者が増加するほど、

當信用の減少は左迄有害ではない。彼等は充分なる養力を有せざる場合に於ても抵當信用を以て土地を購買する。 義運動は功を奏し易いものであって、小農地の差押が頻繁に行はる、程、小農民階級は熱烈なる社會主義運動に参加するで 右の差押免除は小農民の抵當信用能力を害するやらであるが、 あらう。従て右の差押免除は農民階級内に於ける社會主義運動の勃興に對する有効なる防波堤である。最後に注意すべき 産するものであつて、 差抑発除は彼等の抵當信用能力を縮少せしめ、從て土地に於ける支拂能力なき需要を機分制限し、 **彼等に重要なるは寧ろ人的活動に基く對人信用であるから抵** 以て地價が不當に均職 然るに右

いどするも、反て小農民の信用能力を害し、彼等の正當なる土地擴張を害せないであらうか。又 斯る家産制が質施さるくならは寧ろ土地の細分を促さないであらうか。若し斯る弊害を伴は

するを助止する有利なる作用を件ふものである。.....o

Jowanowitsch, Die Heisnstätte. S. 40. 21)

Buchenberger, Agrarwesen und Agrarpolitik. Bd. II. S.277-281.

ī

所では斯制度は農民の故郷粘着を促し、

反て彼等の利益を害せない

か

٠

· white the state of the state

る の多

₤ して家産法に對して發せしめたる疑問は、 (最小限所有所地差押免除を指す)に服する經營の信用上に及ぼす不利なる作用は之を輕褪すべきではな ツヘンペ w ガ 1自身も其の後 『獨逸農業政策原理』 と、 又此の最小限の所有地に對しても發せらるゝであらうと云つてゐる。 21) 21) なる書中に於て多少其の意見を修正 いせるし Ø 如 此 O 特 絑

第三の家産運動は シ . . ナ ィ ダ | カゞ 其の主張者であつて、 彼は農地の過重なる負債を防 ıŁ Ť 3 カデ

る賃貸收益 (Pachtzinsertrag) を越ゆべか の負債に 彼の主張する所によれば抵當負債に對する毎年の 定の限度を設け以て農民が過大なる債務負擔に陷 らざるものとしてゐる。 | 元利 是れ 最高 支拂 の 額 るを防止せん 抵當負債を有 は 其農地 どす 0) 公 Æ 3

更に彼は農地の抵當負債は公共の貸附機關に依てのみ充足さるべきものと に依て貸與されたる抵當負債の年賦 **公正なる小作料を支拂ふ小作人の地位よりも惡しからざらし** 者を高利貸又は不確實なる債權者より保護せん し此の管理を以て目的 額が支拂はれ D5 達 반 ī, ない ない 場合 場合には、 Ü どする は め 强競 h 該農 80 ど ï Ō 附 地 で 考 は あ 量 せ 强 6 ī る 12 基

くものである。こ

民

0

地位ご雖も、

のである。

即ち

めに、

農地

30

是れ無經驗なる土地

所有

管理

に附せら

るべ

のさし、

岩

更に公共貸附機關

第二十一卷 (第六號 三九 九三

成年

に達する迄延期

さ る

べきも

Ō

Ē

あ

る。の

後初めて清算せられ、

未成年の子女ある場合に

は共

說

凇

歐洲に於ける家産運動及び家産制度

資料は差押を発が

n 但し ŧ

30

債務は債務者

べきものごする。

一般競に附せらる

`

場合にも家畜

農

具

種子

及び

次の收穫

迄必要な

る

生

23)

す

る

25) Schneider, Die Bewegung für Errichtung vom Heimstätte. S. 23. 26) Schneider, Das sogenannte Heimstättenrecht (Jahrbuch für Gesetzgebung Verwaltung und Volkswirtschaft 1892) S.93-94.

Buchenberger, Grundzüge der deutschen Agrarapolitik. S. 141. Schneider, Ueber die demnächstige Gestaltung des Grundbesitzrechtes in 24) Deutschland. (Jahrbach für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. 1890) S. 156.

鼣 苑 歐洲に於ける家畫運動及び家產制度

(第六號

義に解すれば上述せる獨墺 ○六年八月二○日 O) シ 1 *ا*ر ا Ö **普魯西の農地** 0) 家産 法案 0) 家產法案 は獨 及 逸農曾 び 林 に於 地 Ì ¥) 0) 負債制 3 Ľ 負債 獨逸法曹界に依 限法 制 限の (註二) 思想 に採用 τ カ> 歡迎 此 の خ さるく 法律に於 ņ に至つ 此 0) 根 τ 本思 55 溡 想 的 否 終 ょ

層廣 木

九

告げた

ものと云ふことが出

來る(註)。

は遺留分權利者の相縫分辨濟の登記の場合に限り、 員會の許可を必要とする(第一一條)。 を越ゆる負債を要求するを得ない(第一條)。更に此の負債限度の登記抹消は所有者の申請に基き此の法律施行を貸 であつて(第二條)、 負債又は地代負債を以てするも、 |に對しては負債限度に顧慮なく保證抵當が登記されるものとする。 の負債限度は保證抵當の登記に對しても適用される。 此の法律に據れば共の骨子とする所は農地及び林地に對する負債の限度の 登記されたる土地は、 尚又永續的若しくば一定期間内に支排はるゝ確定的の貨幣地代を以てするも、 負債限度を越ゆる負債は、 公設の 信用機關に就てのみ貨附を要求し得るものであつて、 然かも負債限度を規定する最高額の四分の一を越ゆるを得ない。 但し負債限度 所有者の中請に基いて當該委員會に依て認可さる)の登記前に發生せる債権又は强制競賣が許されざる債 登記 ij 所有者の申請に基いて行 然かも 抵當負债 此 する *o*) **成**し ß ¥ 姂

低き利率を以て資金を貸與するを肯ずると云ふに在つ 次に債務者が 地 明白に指摘せ **±**. 地 主 カメ 0) 負債可能性を任意に制限す 負債を被り得ざる部分は 定限度を越ゆる抵當を設定し る如 從 前の 12 不動産抵當が 對 此 0 人信用に對する確實な るに依て二樣の 第二 得ざる故に、 0 見解に就 後 に設定さる Ħ 對物 的 τ は が 信 3 3 達 用 \ddot{o} 基 ŧŧ 少の眞理 抵 債 礈 B 當 も適用 權 ż る 12 者 耴 1 依

認

じべく、

即ち

Ź

タイ

b

其保證が甚だしく害せらるへからである。

然れども此の

負債

限度は

保證

抵

當

對して

のさしてゐる。

卽

ち第

立法者の意見に仮れ

ť _. 12

3

のであつて、

Skalweit, Agrarpolitik. S. 163.
Gesetz betrf. die Zulassung einer Verschuldungsgrenze für land-oder forstwirtschaftlich genutzte Grundstücke.
Zurhorst, Die Organisation des ländlichen Bodenkredits in Deutschland,

28) besonders in Preussen. Tübingen 1912. S. 121.

を恐れたからである。 九一 ñ たるを以て、 五年未に至る迄に、 此の登記を為せる土地所 ىرر 此の負債限度の に過ぎなかつたのは、 登記をなせる農場數 有者の對人信用を反て阻害するは言を俟たな 負債限度の登記に依て其の信用能 は僅 か ï ○四にして其 力を害する 0) しょ (029) 紭 從 面

橨 τ

s are graphed to the

を以て、右の有利なる機會を利用するものは殆んどなかつた。從て該組合は負債限度の登記の代りに組合のため生命保險契 約を要求することとした。 せつた。 ツプ氏の發案に懸る東普鲁西地主金融組合の返債計畫に據れば、 通常の貨階限度を越ゆる特殊信用を奥ふることゝした。從て負債を被れる地主は私人資本家に依つて高利を以て借入 地主金融組合の低利なる質附と借換へ得ることゝなつた。 依之組合の保證が達せられ、 同時に負債限度の登記による債務者の信用能力の縮少を避け得るに 此の負債の限度を登記せる債務者には年賦償却方法を けれども負債限度の登記は信用能力を害する

民は するは本末を顚倒するものと云ふべきである。農民の負債能力の制限に依て或は無能輕卒なる農 解決は地價と純收益とを調和せしむる點に存してゐる。 に於ける農民の過重負債の困窮を救濟せんとするものである 要之右の負債限度及び獨墺諸國の家産計畫に於ける負債制限の思想は、 保護せらるべきも、 ء و かゞ 換言すれば農地の收益價格と取引價格との不釣合に歸すべきである。 正當に指摘せる如く、 之に依 て有爲なる農民は其の發展力を奪はる 過度に高き土地の購入價格と過度に高い相續賠償分とに基くも 然るに之を措いて負債能力を制限 が 併し斯る過度負債の であらう。 前世紀の八十 從て負債問 原因 年代 ij 45 IJ 題 h ど 0

苑

歐洲に於ける家産運動及び家産制度

第二十一卷

(第六號

二三七)

Jena. 1924. S. 144. 145. Haimish, a. a. O. S. 296. 32)

Skalweit, Agrapolitik, S. 328. Hainish, Die Landflucht ihr Wesen und ihre Bekämpfung im Rahmen 29) 30)

einer Agrarreform, S. 287. Skalweit, a. a. O. S. 328. 31) H: Schullern = Schrattenhofen, Agrarpolitik.

紁

らう。而して其の子供は之に由て從來よりもより善き狀態の下に成長するであらう。從て國民保 來得る限り速に斯る家産のために其の目的を永緻的に確保する法律を制定されんことを希望する である。從て家產は最高義に於ける國民的重大事業であり、同時に小都市の利益にも役立ち得る め、且つ之を鞏固ならしめ、又農村及び小都市から大都市への移住を阻止する任務を有するもの に戰士家産に關する主要委員會がダマシュケ 主催の下に設置された。彼は主張して曰く、 た。此の運動は土地改革論者たるダマシュケの 指導の下に行はれた。旣に一九一五年三月二〇日 る戦士家産(Kriegerheimstätte)の獲得並に維持を可能ならしむべしさの運動が發生する に に至つた。此の要求に應ずるために獨逸國並に各支分國の援助の下に於て、都市又は農村に於け 終末を告ぐるに至つた。然るに世界戰爭に依て獨逸家産運動は再び勃興するに至つた。卽ち故鄕 運動が發生せるも、 「歸還する出征軍人又は戰死者の遠族に對する生活保證の要求が、新なる家産運動の動因を爲す 獨逸に於ては旣に逃べたるが如く、前世記の七十年代に於ける農業恐慌に促されて盛なる家產 卽ち首相閣下よ、出征軍人及び扶助權利ある彼等の遺族に對する家産設定運動を促進し、 國防力及び國民道徳を發展向上せしむるであらう。同時に家産は獨逸魂を國內に 確 保 せ し 更に獨逸議會の委員會も此の家産問題を徹底的に考究し、 出征軍人及び其の家族に一定の面積の郷土を所有せしむるに依て强めらるゝであ 何れも成功するに至らずして一九〇六年の普魯西の負債制限法に於て一時的 次の決議をなすに至 愛郷心 至っ

ک 0 あつて、一九一八年土地改革論者が二箇の詳細なる法案を議會に提出せる際にも充分なる援助 爲し得るとの希望を以て繼續された。 を得るならば、東部、 次で獨逸議會も之に賛同するに至った³³ 然るに各支分國が寧ろ家産法を制定するに至つた。(鮭) 西部及び海外に於て廣大なる領土を擴張すべく、 然るに當時の政府の態度は斯る運動に對して全く消極 當時に於ける家産運動 は 從て廣大なる植民事業を 大戰爭に於て獨逸 **አ**ን 的 勝 ی 利

: 14 李明 60 年

毽 (一九一九年六月二八日)である。 例へばブラウンシュワイヒ (一九一八年四月一九日の法律)、 アンハルト (一九一八年一〇月二二日) 及びマイニンゲン 與へなかつた。

逸人に健全なる住居を保障し、總ての獨逸の家族殊に子供多き家族に其の需要に適應する住 さるべきである』と宣言した。茲に於て土地改革論者の要求が達せられた。爾來政府は家產法の產及び經營家産を保障するやう努むるであらう。從軍者は制定せらるべき家產法に據て特に配慮 せしむるに至つた。遂に政府も一九一八年八月制定の獨逸新憲法の第一五五條に於て、『總ての しめ、又當時の一 般的經濟危機及び都 市並に農村の生活の困窮は、 居家

全國的

移

、住法(Reichssiedlungsgesetz)と密接する關係が

逖

苑

歐洲に於ける家産運動及び家産制度

第二十一卷

(第六號

一三九)

九四

ある。

此

の移住法は獨逸國內に涉て農民を

此の家産法は従來諸國に於て制定されたる家産法の如く、

制定を急ぎ一九二○年五月一○日に獨逸家産法を發布するに至つた。 然るに一九一八年一一月の休戰條約以來多數の出征軍人が歸還し、 寧ろ國內植民方策として行はるくものである。此の點に關し獨逸の一九一九年八月一一日 既存の自作農を維持する方策では 家産法制定の標語を 住家の非常なる缺乏を生 一層普及 Ö ぜ Damaschke, a. a. O. S. 469.

Damaschke, Die Bodenreform. Zwanzigste Auflage. S. 451. 452. 33)

34)

河田傅士,獨逸國內植民事業(本誌第十九卷三號)四三四一四四○頁參照、 35)

を示すであらう。 裂が行はれ、折角の自作農創定事業の目的を破棄してしまふからである。 分權に一定の制限を設け、以て自作地の存績を圖らんごするものである。思ふに國家が如何に自 作農を創定しても、 定の土地を公用徴收するものであるが、此の徴收された土地を家産法を據て交付し、 植 し新に自作農地を創設して農業狀態の健全を圖らんさするものであつて、 其の土地處分權を所有者の自由に放任して置いては、 何時かは土地 次に獨逸家産法の概様 其の土 之 が の銀併分 並處

此の範圍内で家産の最高及び最低限度を決定し得る。出征軍人殊に撥長、戰死者の未亡人及び子女多き家族は家産の交付に 家産の限度に關しては一家族が他人の勢働を履備せずして耕作し得る土地たる旨を概括的に規定せるも、最高支分國官廳は 組合であつて、最高支分國官廳は公共組合义は公益企業體(公共移任組合义は移住會社を指す)にも家産交付権を許し得る。 園鑫地であつて所謂經營家座(Wirtschaftsheimstätte)である。而して家産の交付者は獨進國、各支分國、 mstätte) にして、他は一家族が通常の事情の下に於て 耕作するに外部からの勢力を繼續的に必要とせざる程度の農地又は ①家産の設定。家産には二種類がある。一は菜園附の一家族の住家から成立する地所であつて所謂住居家産 (Wohnheit 市町村、

ケ年以内に償還されない場合には、家産は差押へられる。(1)家産を分割し、又共の個々の地所を譲渡するには交付者の同意 ての契約に適用され、 を娶する。八家産所有者が家産を聽渡する場合には、交付者は先買權を保有する。此の先買權は家産の聽遊を目的とする凡 (2)家産の効力。(1)家産交付以後發生せる對人信用のため家産は差押へられない。家産所有者が旣に家産交付の際に負債を 其債権省は家産交付後一ケ年以内に於て保全抵常の登記を要求し得る。而して債権が保全抵當の登記後五 家産の强競にも適用される。但し家産所有者が家産を其の子供又は一定の親族に譲渡する場合には先

家産所有者が新に加へたる政良の現存價格を斟酌して決する。若し土地價格が減少せる場合には賠償價格をも減ずる。中家 の爲めに限り許される。〈更に抵當負債、土地負債又は地代負債を以てする家産の負債に就ては一定の負債限度の登記をな 約年賦償却の形態を以てしてのみ、 座が負債を被る場合には交付者の同意を必要とする。抵當負債及び土地負債にして家産の秩序的經營を害せざる限り、 買攡は行使されない。二家産所有者にして永續的に家産に居住せず、若しくば重大なる總督の懈怠ある場合には交付者は家 し得る。之に就ては最高官艦が詳細なる規定を設け得る。 此の交付者の先買権及び返還請求権の行使に際しては、 且つa家産の獲得及び設定費用償却のため、 其の賠償額は家産の交付價格を標準とし b)家産改良のため、 (c共同相撥人への賠償 非解

分割は家産の秩序的經營を害せず、又家産の經濟的本質を害せざるを娶する。(3)家産の廢止。家産の廢止をなすには最高支分國官認の同意を要する。家産は數人の相綴人に依て相纏され得るも、(3)家産の廢止。家産の 脱止をなすには最高支分國官認の同意を要する。家産は數人の相綴人に依て相纏され得るも、 (3)家産の廢止。 相續

此の家産法によるも農民の對人信用を害せざるか 此の規定に據て一旦創定された自作地が、 の家産法に於て注意すべきは家産交付者が家産の先買權及び返還請求權を留保する點であつて、 る對人信用機關の活動を必要とするであらう。 此の家産法の本旨とする所は、移住法と相俟て自作農地を創定維持せんとするものである。 地主の手中に移ることが防止さるへであらう。併乍ら 否か **ヾ疑問である。従て信用組合の如き充分な** 此

第四 佛蘭西の家産運動及び家産制度

者が漸次減退し、 :國に於けると同様に佛蘭西に於てもまた前世紀の八十年代以後、 歐洲に於ける家産運動及び家産制度 引いて農業自體の衰退を齎すとの聲が喧しくなるに至つた。 第二十一卷 (第六號 一四一) 自作農民並に農業従業 九四三 殊に農村人口は漸

Krüger, Das Reichsheimstätten Gesetz vom 10. Mai 1920. S. 10-17.

諸

規 外の 趡 のと考へられた。 られた。 洲各國に於けると同樣に、 きここが要求さる~に至つた。 さるくものと高唱された。 多數の農民をして都市 分に減少するに至つた。又同期間中に農業從業者の數は七三六萬人から六六六萬人どなり、 **次減少の徴候を示し、** 益 ととにあると云つてゐる。之を立證するためにコルニケーの次の言薬を引用してゐる。卽ち債務者は土地を維持せんと欲す 競爭並に變化せる農業經營關係に適應する能力を缺ける農民の人的關係に存するもの 割減少してゐる。 對する要求は、 並 一に國庫 であつて、農民と農地とを結合せしめ、 運賃の低下、 當時に於ては農民と農地拜に農民と故郷との關係、 廢するに至る危險が陰氣なる色彩を以て描寫されてゐる。 的考慮からしてのみ規定さるヽ租税制度に存するものと考へられ、第二次的に ッチは佛蘭四に於ける家産運動發展の主要動因を以て、 殊に佛蘭西は右の事情に依て、 家産法制定の標語の下に慨括さるへに至つた。で、一に至った。而して歐洲各國に於けると同様に佛 都 生活の 斯 市の吸引力、兵役義務、 る現 八六二年には全人口 第一 勿論斯る弊害並に其の原因の發表と相關聯して國家に對する要求 象の 渦中に投ぜしめ、 次的には 原因 か 土地 那邊に存するやに就ては、 の取引、 の五割三分を占めてゐたが、一八九二年には 由之現存の自作農を維 國力並に國民經濟に對し甚だしき弊害を與ふる 行政の中央集權等によつて促さるト農民雕村 農業國として又民主國として生存基礎を脅 負債、 國家の高率に失せる手動料其の他の公課を軽減する 更に家族相互間の 差押及び相續分割に關する 當時の佛蘭西に於ては一 更に工業の發達、 蘭西に於ても、 持 し更 に其の 確實なる有機關 埘 斯 交通機 る國家 ħ を 現 ど考 圌 四 行 般 カジ ø は 割 的 IJ 卽 S 旌 歐 趣 法

37) Grünberg, Heimstättenrechts-Bestrebung in Frankreich. (Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik. Bd. 24. 1907.) S. 327-329.

國庫は恐るべき債権者であると。 猪者のために其の冢を保護する發官であるが、併し旅人に共家を奪はしめないがために、此の冢を自から貸むものてある。 は此勢のものゝために働くを欲せないと。ジエワノウイツチは此勢の事實よりして、 勢働者に其の貯金を危険なる企業に投下せずして、 債権者は之を實却せんとする。 自分達の死後所有地は官廳によつて奪はるゝであらら。最も確實なる相續人は執達更及び國家である。 更に彼は家産制度の量も熱心なる擁護者たるルミールの次の言を引用してゐる。 併し國庫は第三の旒人として債務者から其の土地を奪ふものである。 之を以て住家又は地 川を購入するやら勸告した。 然るに勞働者は之を疑 俳國の家産制度は私的債務の差押発除

· 全年中國經濟學

民には不利益と感むらるこからである。 共有財産中の妻の財産分にも差押を免除し、法律は贈與及び遺言にも発除の條欵を認めて 主張するは 更に多くの る差押兇除が多く認めらるい點である。 更に佛蘭西の家産運動に有利なりし事情は、 無理ない所である。 例を擧げなくさも家産運動者にして右の免除の特權が不釣合になつてゐるので 蓋し動産は不動産よりもより多くの特權を享有するが 從て農民にも其の生活の根柢たる一定の土地をして差押 卽ち國家の年金、 同國に於ては他の諸國に於けるよりも動産 勞賃に對する差押免除を認め、 12 又夫婦 đ) b 12 對す

四年に溯るものであつて(註二)、第一の家産法案提出者はルヴェ 右の事情よりして佛蘭西に於て北米各洲の家産法に類似の法律を制定せんとする企圖は 第二十一卷 イエにして、 (第六號 フツバー 九四五 N 及びル 一八九

を発除せんと要求さるへに至つた。

苑

歐洲に於ける家産運動及び家産制度

Jowanowitsch, Die Heimstätte. S. 47-49. 38)

Jowanowitsch, a. a. O. S. 50. 39)

沘

第二十

n (社 三 カゞ 夫 P

々家産法案を提出 12 かゞ 何 n 通過 するに至らな か

飳 た 040)條 を擴張 之より 光き一 て直接税二〇法迄の小農地 八八六年 フ 1 ル ヂ z. の差押莬除を提言せるも、 は最低二○ヘクタ 1 ñ 比 何 Ŀ れも請願たるに止まり議命の討議を D 大農地 O 差押兇除を提言 又ラヂ るに 4 至 は 6 民 7,7 訴五

胜三 めに、 ル 家能に一子相續制を採用し、 ŧ ル 法案は最 も特徴あるものであつて、 更に家産の直接税を発除せんとするものであつた。 之は 佛 國 Ø 相續法たる諸子均 一分制に よつて農地が細分さる♪を助ぐ

其 ŋ 핊 0 ᆂ 041) 後 才 ŧ. Ţ Æ かぅ y 鮏 ⅎ ï 何 叁 Ìι 事 ッ b 院 其 ァ 0) 0) ~ 通過 審査を終 ᆂ Ţ を見 ッ る 1 12 オ に至ら 8 V ッ 又控訴院 な ١<u>.</u> カ> 2 ~~ 12 w 長會議 ŋ 最 ン 後 0) 13 ıν 討 7K 韼 儿 1 Ó を經 チ・ 筝 Ŧì. tz 年 め 代議 る家産法案を下 月三 士 子 が 夫 H 1 家產 13 農 院 法案 10 務 提

愈 4 發布 な n tz

H 出 臣

12

此

0)

法

案

は

修

Ī

後

F

院を通過

更に元老院にて再

修

正さ

れた上、

一九〇九年七月

易 猖 手 け なら 乃至八五年の五ヶ 3 1 肞 小 tz る 府 る 所 法 0) を示 to 有 律 家産 る 地 的 必 r 並 法 婯 維 提 15 あ 地 持 經 出 年 方に る す 齊 0) を示 閬 る為 ĤŢ 理 の不 於て 調 由 Ľ 查 響 め 動產競賣年平 Ť 此 12 0) ŧΞ る 實 0 は 據 る別有 際 n 或 的 ば 先 種 結 地 づ 不 論 此 O) Ť 均數は二、三九二七件にして 不 動 相 Ø 動産 產 纉 あ 法 30 譲 律 に就 一競賣に關 渡及 は農業行政 て差押 卽 U ť 其 此 発除原 す 0) 0 ろ ĭ 結 司 睛 論 Ţ 法 的 則 は って惹起さ 省 を適 不 Ö 分 次の 發 割 用 方 表 40 するこ 1= 五 ż 栫 於 n ケ年 見 殏 12 τ る 相 ど は ኝ 農 稲法 間 ij あ O) 不 る 业 邳 (= 可 妣 O) 八 均 據 缺 方 狀 鮅 八 τ 73 12 態 於 る

Jowanowitsch, a. a. O. S. 51. 佛陶四の各家産法案の詳細に就ては Grünberg, Heimstättenrechts-Bestre-bung in Frankreich (Arciv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik Bd. 40) 41)

24. 1907.) S. 345-360. 参照、 Doc. parl., Chambre, 1905, Nr. 2214, S. 25, Sp. 2. (zit. in Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. 1910. S. 313) 42)

賣件數の減少からして、 三、〇四二五件であつて、 九〇一年には二三八六件に低下してゐる。 土地所有者の地位が漸次改善せられ、 一八九一年乃至九五年には二、七〇一八件に下り、 此の數字に對し政府の主張する所に 抵當債權者が從來よりもより容易 更に一八九六年乃 よれ は、 右の

AND THE PROPERTY OF THE PARTY O

わ る 048) Ĝ に斯 るものでなく、 に信用を與 は必ずしも減少せざるを以て、家産法に據て小所有地の差押を免除するを要すと云ふにある。 るい爲め、 る多數の小農地の競賣の結果として發生する農民離村に就て政府の考ふる所によれ 從て統計上に於て不動產競賣は減少せるも、 へ、又彼等の損害補塡 當事者は合意の上裁判所に競賣を申請せずして、私的に處分するに基くものとし 寧ろ裁判上の競賣に際しては、 办 より容易に得らるへ 僅少なる價格物件に對し高率なる手數料を徵收 **實際上に於ては大資本家による不動産の** が 12 め Ę 最後の手段た る競賣が 泧 集積 僅 更

政的中央集權並 幸さなれる多數の よれば農民は不斷に減少してゐる。 に兵役義務の爲めに、 家族 は 從前彼等が農場を所有せる農村へと再び歸て來ない。 多數農民は享樂的にして單調ならざる都會生活及び名目 三十年以來機械の完成、 工業の發達、 交通機關 最近 0) 0) 便 利 П

(5

髙

い勞銀を求

τ

郡會へど集中する。

併し多數の人々は都會生活が屢

4

困難であり、

常に激

なる負債の為

め家族は農場から驅逐せられ、彼等は故郷を去て大都會へど向ふ。

に適する場所であ 之に處するには特別なる忍耐、 は有ゆ る 沚. 會環境 多数の離村農民中には に堪へ 得 られ、 恰悧及び熟練を必要さするを知らず、 有 ゆ 新なる環境に適應する 3 困難を克服 凡 ての状 態 叉 知 に於

て自

説

苑

歐洲に於ける家産運動及び家産制度

助し得る人々

స్త

うども欲せない。 生活たるを知らず、

大都

市

Doc. parl., bhambre, Nr. 2214. S. 25, Spalte 2. (zit. in Jahrbuch für G. 43) V. V. 1910. S. 313)

此等の貧窮

に充分

此 は暫時 及 律 の放浪生活 叉新なる運命を開拓するに充分能力あり、 て農間 の點 より の後、 .業題の して小農保護政策 合理的 人都 市固 なる解決策 有 Ö 疾病たる結核 として家産法が必要であつて、 たるを承認するであらうと結論してゐ 又幸福なるもの の捕虜となり終るのであ がある。 農業事情を知 るどの 併し他の 50 斯 多く る强 る人 制 0) H 競

都會へ集中するであらう。從て家産法を以て農民職村を防止せんとするは決して充分なるも 數が果して如何どなれるかを知るを得ないからして毫も問題の真髓に **でして自作農を保護するに過ぎないからして、之が恩典に浴せざる小作人及び農業勢働者** 農業勞働者及び小作人階級から起るか、又此等の兩者からの 村 政府 に就ても、先づ第一に知るべきは離村者は自作農民及 j, 製け Ťz る强賣の ン數字は 般不動産に關 するものであるから、 割合如何の (び小土 地所 觸れ 問題である。 ίi τ 者か わまい 小農地に於 ら起 , 個があ 家產 る H 30 ū 法 叉は 依

は

ない。

佛國政府が斯る目的を以て發布せる家産法の要點は次の如くである。

家産の果實は(1刑事其他簡單なる警察事故から生ずる 買用の辨償) る場合には自己の財産を以て之を爲すことを得る。 屋は家族に依て居住せられ、 を略する。 (2)家産設定の効果。 (1)家産の構成。 家産を設定し得る者はイ夫は自己の財産、 (中)妻は夫の同意なくとも自己の管理する財産を以て、(^)配偶者に死別又は離別されたる者にして未成年の子女を有す 家産たるべき物件は家屋若しくば其の一部分、 家產登記 土地は家族に依て無管さる」を要する。 の時 點から家産及び其の果實は破産又は法定清算の場合と雖も之を差押ふるを得な 夫婦共有財産又は妻の同意を得て妻に屬する財産にして夫が管理するものを 其他和父母等に觸する二三の規定がある。 又は家屋と之に接續し又は隣接せる土地にして、 (中家産の租税及び保險料、(ハ食料品に闘する負債のため 家産の價格は設定當時に於て八千法を越ゆ 家族設定の手續は茲に述ぶる 而して家 を 抍 但

44) Doc. perl., Chambre, 1905. Nr. 2214, S. 25. Spalte 3. (zit. in Jahrbuch für G. V. V. 1910. S. 314. 315.)

に差押へられる。 家産は之を抵當に附し、 又は買戾附條件を以て賣却するを得な

教育を容易ならしむるに在るを以て、 年の子女を有する場合には、 一の相綴に就てに普通法に服するも、 家産の廢止及び相續。 家産の全部又は一部を他人に譲渡し、 前の場合には治安裁判所に於て妻が之に同意し、 併し最小の子女が成年に逾する迄相續分割を延期する。之れ家産の設定理 若し設定者たる父母が此の責任を果さずして死亡せる場合には家産を共の 又家産をも廢止し得る。 後の場合には親族會の同窓を必要とする。 但し所有者が旣婚たるか又は 市は子 女

or a second to the second

子供 産には地租共他の租税を免除さるべきを希望された。更に家産を永續せしむるには佛蘭西の層充分ならしむるために、家屋又は其一部を含まない農地も亦家産となし得べきであつて、 更に家産設定者の死後 法によつて諸子 Ü 當時に於て此の家產法は甚だ重要なるものと考へられ、 家族に に避難所 '避難所 地 を與 0) 細 均分制を採らず、 を與 分ごが防 と法 ፌ 不幸又は る 最小兒が 止せらるくものと考へられ Ġ 祁 家 のと考へられた。 家長 とを利するに過ぎざる强賣を発れ得る 不分割。 成年に達し、 6 無思慮なる經營に .相續制 (Anerbenrecht) を必要とするであ 斯る理 凡て 0) †2 0 相續 Ш か 對し彼等を保護 併し他 Ç, 殊に農業恐慌に 人の利益に適當に て農村 方に於て此の į 0) のと考へら 人の するも 際して | 加産分 家產制 少を促 0) うらう。 さ考 は 制 n Ò) Ť 叉妻 肵 行 土 12 は 地 3 12 肵

すべき筈の人々にして該法の 三同 之が施行に 第二十一法 様に幾 3 0 鰶 何 (第六號 困 12 しては經濟 難 8 に逢着 一 四 七) Ş を解 的 せざりし Ł 九四九 'تح 並 るを ł_ 祉 し爲め、 館 的

本

來

The second second second

點

抵

殲

承の

 \pm

地

信

用

及

ども當時

於て甚だ重要な

るも

0) び

考へられたる家産法も、

佛蘭西從來の

ど多 恩典

| 當方式ごも甚だ

しく異なり、

且.

0

該法の 債務法

諸

舠 12 (

せんごする人々 に於て

に煩瑣なる手續を要求

t

た

. У 抵

Ę

褟

する 尙又本來

な 此

變更を齎す法律の場合

に於け 3 土地 ځ

3

0) 3

法律

O)

恩典

一に浴

說

狏

歐

洲に於ける家産運動受び家産制度

佛奉四家産法及び之が詳細なる註解に就ては Hans L. Rudloff, Das franzö-45) sische Heimstättengesetz vom 12 Juli 1909 (Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. 1910.) S. 317-331. 参照、

Rudloff, a. a. O. S. 331. 46)

度 を増進 が煩瑣 家産法 する b 農 豫期 やに 民 月 Œ 0 するよりも U) 恩典 八 過 就 \$ 個 五. τ n 件 B :1: は ナこ (3)浴 大 も 11 統 都 結 殊に家産設定 す 反て彼等の地位を不安ならしめ 同 果を齎 囡 市 頟 べ き筈の 问及 10 の公證人 13 於てで 提 さな (1) CX. 被 ٨ 12 協會が あ か 等 は多くの場合に於て土 々にして、 þ 據 0 Ö †2 n 土地愛着 ば、 控訴 五八 卽 ち農 院檢 屢 該 R 伴 法 心 事 0 務 ぁ 此 は 經濟 農村 發布 大臣 極 0) 퉍 法 0) 地 律 以 τ 的 諮 10 0) 設立 <u>ነ</u> ‹ 危 所有者の を知らざる者が多 詢 於 **水設定され** 險 iz 7 對 であ 譋 0470爆 せる家産 ï 和 80 回 ä 信用を阻害し す 答 たる家 る ~ 斯る 난 法 きも ` b る 諣 このである 肵 水 產 查 0) 會 數 ځ 12 振 2家産 Ĵ 0 0 は 報告 n 理 僅 るとし 從て彼等 G 設定 n)那 1 DL12 σ 九 3 安 手. 般 坬 硱 涨 絎

生産 に信用を受くるを可能ならし 0) から 4ª 家產 3 自 信 で ざる器具 b あ 刑 許 紿 佛場西 生産 5 興 を對人信 差 ģ i ţΨ 3 か 從 Ŀ b ŪΣ 都 τ šť. 家產 要す 市場 優良なる農民に除 用 信 除 计 及 Ŀ 用 Ò **建** 苡 归: \mathbf{L} ろ 糾 $\bar{\tau}$ 台 は か 業 らで 任意 補 產 は ځ Ų. を低 11 他 ኒ ክ አ Ď, C 設定 あ むる優良 U) á 速や あ 쌝 當 **らずん** b 愈 役 信 義 þ. 附 μ k 農業 を採 13 <u> 1</u>£ 用 (_ ッ 得 ば 機 農業を凌駕 る抵當信 12 3/ 'n が 關 3 n Þ 肵 b 資 制 3 る ーも云はず か 《本主義 ŏ 充 12 度 かぅ であ 八分發達 it 爲 め 用 4 充分なる效果を發 め 並 30 充分農 3 ī 化 15 Ŕ で 信 Ť 共 る時代に於ては、 ilii L あらうど。 用 0) 民 劣等なる農民に對して 捌 信用能· 方家產制 惆 度 τ 有用 かず 12 利 存 12 揮 力 用 せざる場合には、 P して必要な ţ よつ 阻 得 N 害さ ざ 充分なる信 な τ h 阳 n L ર્ 電も る目 害 12 殏 5 15 5 且 危 12 的 耜 る 險 r ~* 基 2

喕

の都合により他目の機會に譲るととゝする。

今日家産制度は右に掲けたる諸國の

瑞匹、

セルビア、ルーマニア、

埃及、葡萄牙等にもあるも、

此等に就ては紙

International Review of agricultural economics. 1914, February p. 98-47) 102.

볘

ij

銳意同

制

度

0)

一普及

努力せるも其の

成績

は

良好

C

は

7;